

尼崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務応募者審査実施要領

1 目的

この要領は企業版ふるさと納税マッチング支援業務実施要綱（以下「要綱」という。）第4条における審査について、その基準を具体的に定めるものとする。

2 選定方法

審査については、書類審査とする。

要綱別表1に定める応募書類について、審査員が表1及び表2に基づき評価する。

評価点において、全審査員の合計得点の6割以上を獲得した事業者を委託候補事業者とし、契約に向けた協議を行う。

ただし、いずれかの項目において、「1点（期待できない）」の評価を受けた場合は、委託候補事業者対象外とする。

なお、応募書類等に不備がある場合は、必要に応じて、応募事業者に対して助言し、再提出を促すことができるものとする。

表1 評価点審査基準

項目	内容
①寄附見込企業に対するアプローチ手法等	寄附見込企業に対するアプローチ手法は、効果的かつ実現性のある内容になっているか。
②他自治体における実績	自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。また、実績は無くとも会社概要資料が信頼できる内容か。
③業務実施体制	制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
④受託料率の妥当性	見積書において、受託料率は20%を超えていないか。

表2 採点基準

期待できる	やや期待できる	普通	やや期待できない	期待できない
5点	4点	3点	2点	1点

3 受託料率について

受託料率の上限については、次のとおりとする。

- (1) 審査基準における受託料率の上限は20%とする。
- (2) 1回の寄附における最低報酬額が定められている場合においても、その委託料が寄附額の20%を超えないよう契約時に協議するものとする。
- (3) なお、契約時には、応募時に示した受託料率を上回ることとはできないものとする。

付 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。